

外環道工事一部差し止め

東京地裁

「陥没防止策示されず」

東京外郭環状道路（外環道）の地下トンネル工事の影響で陥没した地区の住民らが工事中止を申し立てた仮処分について、東京地裁は28日、「具体的な再発防止策が示されていない」とし、一部工事の差し止めを事業者の国土交通省や東日本高速道路（NEXCO東日本）などに命じる決定をした。

工事は、関越自動車道大泉ジャンクション（JC T）から東名高速道路まで約16キロメートルを地下トンネルでつなぐ計画。「シ



いた。同年10月には実際、工事ルート上の調布市内で縦約3m、横約5mにわたり陥没が発生し、掘削工事が中断されていた。

目代真理裁判長は決定

で、原告の1人の居住地が陥没地点と同様の地盤状況にあるため、工事が再開されれば陥没が生じる恐れがあると判断。「陥没が起きれば家屋の倒壊を招き、生

命・身体に危険が生じて原告の日常生活を根底から覆す」と指摘した。

事業者側は、「地盤補修な

い」と訴えたが、地裁は決定で「具体的な再発防止策が示されていない」と退けた。そのうえで「交通混雑の緩和など工事の公益性を考えても、中止を認めないのは不十分」と述べた。

国土省とNEXCO東日本は「適切に対応する」とコメントした。（村上友里）

事業者側は、決定が中止を命じた区間とは別の地域で2月25日から工事の一部を再開している。原告の丸山重威さん（80）は決定後の会見で「全部の工事をと

め、危険性を再検討してほしい」と訴えた。代理人弁護士は、決定は画期的としたうえで「全区間で中止を認めないのは不十分」と述べた。